



明けましておめでとうございます。
 本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。
 船越税理士事務所一同



新型コロナが収束したら行ってみたい所



「東京(船越)」
 遠くへ長い時間かけて移動するのはおそらく好きでない(経験がない)ので、とりあえず自国の首都で、人混みに揉まれてみたい。



「グランドシネマサンシャイン(和田)」
 国内最大級の映画館『グランドシネマサンシャイン』でゆっくり映画鑑賞したいです。東京池袋にあり、大きな3面スクリーンと4DX。とにかく凄すぎるらしい。映画見ずに、映画館ずっと見るかも。(笑)



「台湾の九份(笹木)」
 ジブリ映画「千と千尋の神隠し」のモデルになったとも言われている、台湾の九份に行ってみたいなあと思っています。幻想的で、なかなか日本では味わえないアジアの雰囲気を楽しみたいです。台湾グルメも堪能したいですね(^^)」



「ムーミンバレーパーク(上岡)」
 北欧雑貨やインテリア好きで、ムーミン大好き♡2019年埼玉県にオープンした「ムーミンバレーパーク」に行って世界観を楽しみたいです。いつかは本場フィンランドの「ムーミンワールド」にも行ってみたい！！

「ベルギー(西村)」
 幻に終わった旅程表。予約した時は、対岸の火車と想っていたのですが。。。コロナが終息したら、チョコレートにワッフル、そしてベルギービールを飲みに行きたい！！

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 出発地 | 東京 | 到着地 | ベルギー |
| 出発日 | 2021年1月15日 | 到着日 | 2021年1月18日 |
| 乗車区間 | 東京-ベルギー | 乗車区間 | ベルギー-東京 |
| 乗車券 | 10,000円 | 乗車券 | 10,000円 |
| 乗車時間 | 10時間 | 乗車時間 | 10時間 |



「スポーツジム(土手)」
 自粛太りを解消しないとそろそろマズいんです。本格的に体を鍛えてみたいなあと思っています。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【少数株主の権利とその対策について】

今回は、少し税務から離れて「株式」について考えてみましょう。2006年5月に新会社法が施行されましたが、基本的に株主より相対的に立場が弱い債権者保護に重きを置くものでした。と同時に、株主の中でも株主総会の多数決で必ず負けてしまうような「少数株主」の権利も拡充されました。これにより少数株主でも経営者にとって脅威となることがあります。少数株主の権利には株主総会提案権・帳簿閲覧権・取締役等の解任請求権・株主総会招集権などがあり、それらを行うための要件には議決権数と株式数、保有期間があります。具体的な例を挙げると、会社の帳簿を閲覧するには「総株主の議決権の3%以上または発行済株式総数の3%以上」の株式を所有していればよく、株式の保有期間の定めはありません。また株主総会を招集するには「総株主の議決権の3%以上」の株式を所有し、それを行う前に6か月以上の保有期間があればOKです。このように少数株主でも会社に対して色々な権利を行使することは可能となりました。これらの対策としては「新たな少数株主を生まない工夫」「少数株主からの株式の買い取り」「会社の実情に合わせて発行できる種類株式の活用」などがあります。すでに少数株主が存在している会社は、どのような権利やリスクがあるのか具体的に確認しておきましょう。



今を生きる
 先人の言葉

幸福とは幸福を
 内題にしない時という

日本の小説家である芥川龍之介の言葉。幸福を望んでいるときは幸福でないときだ。その思いから解き放たれたときが幸福だろう。そして、それは自分の中にある。